

未然防止

早期発見

早期対応

- 1 学校いじめ防止基本方針の共有・実行・見直し（毎年）
- 2 信頼関係を築く学校・学級経営
 - ・生徒指導の実践上の4つの視点を生かした学級経営の推進
 - ・Q-Uの結果に基づく教育相談
 - ・教育活動全体を通じた道徳教育
 - ・情報モラル学習の実施
- 3 児童の情報共有
 - ・生徒指導研修会
 - ・職員会議時の情報交換
 - ・保健室利用児童の把握

4 実態把握

月	方法等
4	学級懇談会
5	Q-Uの実施
6	Q-Uの結果に基づく教育相談 いじめをなくすアンケート
7	職員・児童の自己評価（まなびフェスタアンケート） 保護者個別面談・健康相談 児童の自己評価（よい子のくらしふりかえりカード）
8	
9	心とからだの健康相談
10	いじめをなくすアンケート
11	Q-Uの実施 Q-Uの結果に基づく教育相談 大東地域生徒指導連絡協議会アンケート
12	職員・児童の自己評価（まなびフェスタアンケート） 保護者による学校評価 保護者個別面談・健康相談 児童の自己評価（よい子のくらしふりかえりカード）
1	
2	学級懇談会
3	児童の自己評価（よい子のくらしふりかえりカード） 来年度への引継ぎ

- 日常観察 全職員による情報共有
- 教育相談内容・健康相談内容の共有
- 児童からの情報・相談・訴え
- 保護者からの情報・相談・訴え
- 学校外からの情報提供・通報

いじめのレベル（区分）について

レベル	態 様	具体的手段等
I 潜在的段階	<ul style="list-style-type: none"> ・単発的 ・被害者、加害者の力関係未分化 ・1対1 ・特定されない個人と集団 ・周囲認識…なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・けんか ・いじわる ・〇〇ごっこ等の過激な遊び
II 兆候段階	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者、加害者が特定されつつあるが単発的で短期間 ・力関係一方向化 ・周囲認識…半数 	<ul style="list-style-type: none"> ・無視 ・悪質な悪口 ・嫌がらせ
III 一般化段階	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者、加害者がはっきり特定 ・日常化、集団化、長期化 ・腹痛、不眠など身体状況悪化 ・周囲認識…全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・物かくし ・仲間はずれ ・暴力的な扱い ・強要
IV 無秩序段階	<ul style="list-style-type: none"> ・陰湿化、巧妙化、ゲーム化 ・歯止めなくエスカレート ・身体状況が深刻化 ・不登校 ・周囲認識…容認 	<ul style="list-style-type: none"> ・暴行 ・脅迫 ・使いパシリ
V 崩壊段階	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">犯 罪</div> <ul style="list-style-type: none"> ・暴行など際限なく残忍化 ・無力感、絶望感などの極限状況 ・周囲認識…4層化（被害者・加害者・聴衆・傍観者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・リンチ ・辱め ・残虐行為

いじめの発見・通報

いじめ防止対策委員会

校長 副校長 生徒指導主事 担任 養護教諭

- 情報共有
- 調査方針の決定（必要に応じて保護者へ連絡）

○調査

- ・被害児童、加害児童、目撃児童にそれぞれ個別で聴く。
- ・事実関係を把握する。
- ・その行為に至った理由を明らかにする。

○いじめの認知

- ・調査した情報をもとに「いじめの認知」を行う。
- 対応方針の決定・修正
- ・指導や援助の具体を協議して決定する。

全職員で共有

担任

- ①関係児童への指導・援助
加害児童、被害児童
 - ②学級集団への指導・援助
 - ③保護者との連携
- ・該当児童の保護者へ状況報告

生徒指導主事

- ①いじめ解消に向けた継続的な援助（最低3か月）
- ②全校児童への指導・援助
- ③他の保護者への対応
- ④市教委へ報告・連携
- ⑤関係機関との連携